指定ごみ袋及び持込手数料の料金改定についてお知らせします

令和5年10月1日から木曽クリーンセンター「指定ごみ袋」の価格が改定となりました

長年にわたり指定ごみ袋の価格据置に努めてきましたが、近年の社会情勢等により、原材料・ 運搬費などの価格高騰の影響を受け、調達価格が 10 円~30 円上昇し現在の価格の維持が難し い状況となり「指定ごみ袋」の料金改定を行います。

また、木曽クリーンセンターへのごみの直接持込についても「**ごみ持込手数料」**の改定を行わせていただきます。

改定価格及び手数料は下記のとおりとなりますので、ご理解の程お願いいたします。

【 令和5年10月1日からの指定ごみ袋価格 】

1枚当たりの価格

区分		新価格	旧価格	差額
燃えるごみ指定袋 燃えないごみ指定袋	小袋	40円	30円	+10円
	大袋	80円	60円	+20円
生ごみ指定袋		30円	20円	+10円
プラスチック製容器包装指定袋		3013	20H	7106

【 旧価格の指定ごみ袋について 】

- ○<u>生ごみ以外の</u>旧価格指定ごみ袋は、差額分の証紙シールを貼り付けていただくことで、 令和5年10月以降も期限無くご使用いただけます。
- ○生ごみ指定袋は経過措置により、<u>令和6年3月末まではそのままご使用いただけます。</u> (証紙は貼り付けないでください。) <u>なお、令和6年4月以降は使えません。</u>

【 令和5年10月1日からのごみ持込手数料 】

1 Okg ごとの手数料

区分		新手数料	旧手数料	差額
一般家庭の方	袋に入るサイズの 燃えるごみ・燃えないごみ	150円	130円	+20円
	粗大ごみ 燃えるごみ・燃えないごみ	200円	130円	+70円
事業者の方	大きさにかかわらず(一律) 燃えるごみ・燃えないごみ	200円	130円	+70円

令和5年10月以降の旧価格指定ごみ袋の使用について

9 月末までに使用しきれず残ってしまった<u>生ごみ以外の</u>旧価格の指定ごみ袋は、<u>差額分の</u> **証紙シールを貼り付けていただくことで**、引き続きご使用いただけます。

※ 「生ごみ以外の旧価格指定ごみ袋」及び「証紙シール」に使用期限はありません。

【 例として 】

指定ごみ袋(大)60円+20円証紙シール1枚(又は10円証紙シール2枚)=80円





指定ごみ袋 (小) 30円 +10円証紙シール1枚=40円 プラスチック製容器包装指定袋20円 +10円証紙シール1枚=30円





「生ごみ指定袋」の使用について

「生ごみ指定袋」に限っては、新価格との差額分(10円)の証紙シールを貼ると生分解(堆肥化)ができなくなってしまうため、例外的にお手持ちの旧指定ごみ袋のままで使用可能としています。ご自宅に残っている旧指定袋の使いきり(令和6年3月31日まで)と新指定袋への切り替えにご協力をお願いします。

- ※「旧価格 20 円の生ごみ指定袋」の令和 6 年 4 月 1 日以降の取扱い
- ① 令和6年3月末までの経過措置期間の終了により、生ごみを入れて「ごみステーション」に出すことができなくなります。
- ② 旧価格の指定ごみ袋(60円)に縛り付けることで20円証紙シールの代わりとして使うことができますが、自然に還る特殊な袋のため、長期間保管すると破れやすくなってしまいます。









旧価格「20円」の生ごみ指定袋

新価格「30円」の生ごみ指定袋

(令和6年3月末まで使用可能)

お問い合わせ先:環境課・木曽クリーンセンター ☎ 0264-24-3131